

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 長野県

策定：令和5年2月24日

I 収益性向上対策

1 目的

国際競争力を持った攻めの農業を展開するため、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、体質強化を加速化させる必要がある。  
このため、本県の農業について  
①第3期長野県食と農業農村振興計画、②長野県農業振興地域整備基本方針、③長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、④長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針、⑤長野県水田収益力強化ビジョン、⑥長野県主要作物生産振興基本計画、⑦長野県果樹農業振興計画、⑧長野県野菜基本計画、⑨長野県花き基本計画などと整合させつつ、地域の営農戦略等に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
米・麦・大豆・そば	<p>《水田収益力強化ビジョンと整合させつつ、本事業で推進すべき方向について》</p> <p>1 生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作の疎植栽培及び直播栽培の取組により、作業の効率化や低コスト化を推進（苗箱数の削減、移植作業時間の短縮、種苗費・肥料費等の削減等）</li> <li>・中心的経営体への土地利用集積・集約を推進</li> <li>・播種同時施肥、耕起同時畝立播種による作業の効率化を推進</li> <li>・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進</li> </ul> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者等の単位面積当たりの生産コストを経営指標及び農林水産省生産費統計で比較 集出荷コスト削減 → 集出荷施設の運営コストで比較</p> <p>2 販売額又は所得額の10%以上の増加（米については生産数量目安値の範囲内の取組みとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化の取組により販売額又は所得額を増加</li> <li>・輪作体系への取組により販売額又は所得額を増加</li> <li>・新たな販路の確保の取組みにより、販売額又は所得額を増加</li> </ul> <p>【販売額又は所得額に係る効果の比較の考え方】</p> <p>販売単価・販売量の増加 → 農業者等の単位面積当たりの販売額又は所得額で比較</p> <p>3 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）の取組を増加</li> <li>・実需者から評価の高い県オリジナル品種を導入し、契約取引を増加</li> </ul> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】</p> <p>契約栽培増加 → 実需者と農業者等との事前契約数量（契約販売数量）で比較</p>

- 4 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%  
 ・市場の動向を踏まえつつ、実需と合意の上、需要増が見込まれる品目・品種への転換を図る。  
 ・産地パワーアップ計画に、現状の品目・品種の需要動向の分析、及び転換を図る品目・品種の優位性や実需との検討状況を添付する。（任意様式）
- 5 農産物輸出の取組  
 ・直近年の輸出実績のある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加  
 ・新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とする。

【農産物輸出の取組効果の比較の考え方】

輸出向け出荷量又は出荷額の増加 → 輸出向け出荷量又は出荷額で比較

- 6 労働生産性の10%以上の向上  
 ・販売額の維持向上に努めつつ、労働時間を削減し労働生産性（販売額÷労働時間）を向上

【労働生産性の比較の考え方】

労働生産性（販売額÷労働時間）の向上 → 以下の①～④の考え方により現状値と目標値を比較

- ① 販売額は、成果目標を「販売額の増加」とする場合と同じとする。  
 ② 労働時間は、直接労働時間（農産物の生産・販売のための投下労働時間、以下、同じ）の全て、又は特定のまとまりをもつ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間とする。  
 ③ 労働時間の現状値の把握は、全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により行うこととする。  
 ただし、記録がない場合は、統計データ等から推計することも可能とする。  
 ④ 労働時間の目標値の把握は、現状値と同一の方法（ただし、現状値で推計による方法を選択した場合は、実績の把握は作業日誌等の記録に基づき行う。）により行う。

- 7 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上  
 ・農業支援サービスの活用によるコスト低減、労働生産性向上による収益性の向上

注) 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記1～7の規定中の「10%以上」を「6%を超える」とすることができるものとする。

米・麦・大豆・そば

《長野県野菜基本計画と整合させつつ、本事業で推進すべき方向について》

- 1 生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減  
 ・省力化機械の導入により野菜栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進  
 ・農産物処理加工施設等の共同利用施設の高度化を推進  
 ・集出荷貯蔵施設の再編合理化を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者等の単位面積当たりの生産コストを経営指標で比較

集出荷コスト削減 → 集出荷施設の運営コストで比較

- 2 販売額又は所得額の10%以上の増加  
 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進  
 ・パイプハウスや環境制御装置等の導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進  
 ・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備による産地化の推進

【販売額又は所得額に係る効果の比較の考え方】

販売額又は所得額の増加 → 農業者等の当該品目の全販売額又は所得額で比較

野菜（特用作物含む）

<p>野菜（特用作物含む）</p>	<p>3 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（時期別数量契約、面積契約、複数年契約等）の取組を増加</li> <li>・実需者から要望の強い品目の生産拡大及び品質確保による契約取引の増加</li> </ul> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】      契約栽培増加 → 実需者と農業者等との事前契約数量（契約販売数量）で比較</p> <p>4 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%      ※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様</p> <p>5 農産物輸出の取組      ※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様</p> <p>6 労働生産性の10%以上の向上      ※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様</p> <p>7 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上      ・農業支援サービスの活用によるコスト低減、労働生産性向上による収益性の向上</p> <p>8 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減      ・省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等の導入により経営力の強化を推進</p> <p>【省エネルギー化を図る取組に係る比較の考え方】      導入面積の拡大 → 産地全体の加温栽培面積のうち、省エネ機器を導入した加温栽培面積で比較      燃油使用量の低減 → 産地における燃油使用量（購入量）で比較</p> <p>注) 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記1～8の規定中の「10%以上」を「6%を超える」とすることができるものとする。</p>
<p>果樹</p>	<p>《長野県果樹農業振興計画と整合させつつ、本事業で推進すべき方向について》</p> <p>1 生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・農産物処理加工施設の共同利用施設の高度化を推進</li> <li>・集出荷施設の再編合理化を推進</li> </ul> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】      生産コスト削減 → 農業者等の単位面積当たりの生産コストで比較      集出荷コスト削減 → 集出荷施設の運営コストで比較</p> <p>2 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進</li> <li>・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備による産地化の推進</li> </ul> <p>【販売額又は所得額に係る効果の比較の考え方】      販売額又は所得額の増加 → 農業者等の当該品目の全販売額又は所得額で比較</p> <p>3 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とする      ※「野菜（特用作物含む）」の同項目と同様</p>

果樹

- 4 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様
- 5 農産物輸出の取組  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様
- 6 労働生産性の10%以上の向上  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様
- 7 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上  
・農業支援サービスの活用によるコスト低減、労働生産性向上による収益性の向上
- 8 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減  
※「野菜（特用作物含む）」の同項目と同様

《目標年度の設定について》

- ・果樹については、改植及び植栽を伴う取組の場合、苗木定植後2～3年の養成期間を要し、安定した収量を確保するためには5年程度かかることから、目標年度を事業実施年度の5年後とする。

注) 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記1～8の規定中の「10%以上」を「6%を超える」とすることができるものとする。

花き

《長野県花き基本計画と整合させつつ、本事業で推進すべき方向について》

- 1 生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減
    - ・省力化機械の導入により花き栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進
    - ・集出荷貯蔵施設の再編合理化を推進
- 【コスト削減効果の比較の考え方】  
生産コスト削減 → 農業者等の単位面積あたりの生産コストで比較  
集出荷コスト削減 → 集出荷施設の運営コストで比較
- 2 販売額又は所得額の10%以上の増加
    - ・電照等の開花調整設備の導入による収益性の高い露地花き産地の形成を推進
    - ・パイプハウスや環境制御装置の導入により収益性の高い施設花き産地の形成を推進
    - ・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備による産地化の推進

【販売額又は所得額に係る効果の比較の考え方】

販売額又は所得額の増加 → 農業者等の当該品目の全販売額又は所得額で比較

- 3 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とする  
※「野菜（特用作物含む）」の同項目と同様
- 4 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様
- 5 農産物輸出の取組  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様
- 6 労働生産性の10%以上の向上  
※「米・麦・大豆・そば」の同項目と同様

花き	<p>7 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上 ・農業支援サービスの活用によるコスト低減、労働生産性向上による収益性の向上</p> <p>8 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減 ※「野菜（特用作物含む）」の同項目と同様</p> <p>注) 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記1～8の規定中の「10%以上」を「6%を超える」とすることができるものとする。</p>
----	---

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>1 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係課・所（農業技術課、専門技術員、園芸畜産課、農業農村支援センター等）及び市町村・JAグループ等と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>2 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会の構成団体や市町村の中で生産振興・産地振興に携わるものが主として実施することとする。また、地域協議会長及び取組主体は、事業計画の成果目標の作成及びその達成に向けた栽培技術や経営改善等の取組について、地域協議会関係者（市町村・農協等）のほか農業農村支援センター職員の指導を受けることができるものとする。</p> <p>3 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の補助金の審査等の方針・体制 (1) 市町村の審査・検査 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る助成金の審査は、市町村の補助金の交付規則等に基づき、取組主体の責任者の立会いのもと、補助事業に精通した者が審査・検査にあたる。</p> <p>(2) 地域振興局の審査・検査 市町村長に助成金を交付するにあたって、市町村の審査・検査を踏まえて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）（以下「補助金等交付規則」という。）のほか、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（平成28年7月7日28農技第226号農政部長通知）（以下「補助金交付要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業事務取扱要領（平成28年4月1日付け28農技第18号農政部長通知）（以下「事務取扱要領」という。）に基づき、補助事業に精通した者が審査・検査にあたる。</p> <p>4 県域をまたぐ産地における産地パワーアップ計画の位置づけ 中心的経営体の過半が本県市町村に所在地のある者の産地パワーアップ計画、若しくは産地面積の過半が本県市町村内にある産地パワーアップ計画については、本県市町村地域協議会の産地パワーアップ計画と認め、本実施方針に基づき県事業実施計画に位置付けることができる。また計画承認後に、地域協議会が計画に掲げる目標達成のために取組主体を追加する場合にあっては、中心的経営体の数や産地面積の本県割合については問わないこととする。 なお、県域をまたぐ産地パワーアップ計画の策定においては、予め関係する県・市町村が協議し、産地の設定や推進体制、指導体制等を構築し、事業の推進に努めるものとする。</p>
---

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

###### ① 整備事業

対象作物	取組要件
米・麦・大豆・そば	<p>○補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下、「交付等要綱」という。）の別表2のⅡの整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のⅡ（整備事業）、共通1（整備事業の上限事業費）、共通2（施設の基準）及び共通3（面積要件）を満たす取組を対象とする。 また、主食用米については生産数量目安値内での取組を基本とする。</p> <p>○補助率 交付等要綱の別表2のとおりとする。</p>
野菜（特用作物含む）	
果樹	
花き	

###### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
米・麦・大豆・そば	<p>○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のⅠの1（生産支援事業）の要件等を満たす取組を対象とする。 また、主食用米については生産数量目安値内での取組を基本とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 長野県農業振興地域整備基本方針、長野県水田収益力強化ビジョン、長野県主要作物生産振興基本計画、長野県果樹農業振興計画、長野県野菜基本計画、長野県花き基本計画と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な補助対象とする農業用機械（トラクター、田植機、スピードプレーヤー、コンバイン、野菜移植機、キャベツ用・にんじん用・ねぎ用・ほうれんそう用収穫機、ヒートポンプ等）、資材（パイプ、果樹棚等）とする。</p> <p>○補助率 交付等要綱の別表2のとおりとする。</p>
野菜（特用作物含む）	
果樹	
花き	

###### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
米・麦・大豆・そば・野菜（特用作物含む）・果樹・花き	<p>○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のⅠの2（効果増進事業）の要件等を満たす取組を対象とする。</p> <p>○補助対象機械 長野県農業振興地域整備基本方針、長野県水田収益力強化ビジョン、長野県主要作物生産振興基本計画、長野県果樹農業振興計画、長野県野菜基本計画、長野県花き基本計画と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な実証機械とする。</p> <p>○補助率 交付等要綱の別記2の別紙1のⅠの2の（4）のアについては、取組主体計画の総事業費の1%以内とする。 交付等要綱の別記2の別紙1のⅠの2の（4）のイについては、導入する農業機械の本体価格の1/2以内とする。</p>

##### (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

##### (3) 高収益作物について

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する品目とする。

ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて知事の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- 1 市町村・地域振興局による確認  
地域協議会長及び取組主体が作成した産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画については、交付等要綱、補助金等交付規則、補助金交付要綱、事務取扱要領に基づき、市町村長及び地域振興局長が取組内容及び対象経費等の確認を行う。
- 2 基金事業
  - (1) 計画申請時
    - ア 整備事業において、市町村・地域振興局が確認すべき書類  
産地の定義、成果目標の算定根拠、事業費の積算根拠となる資料（実施設計書（設計者の選定が適切に行われていること）、見積書等）、費用対効果分析、施設の規模決定根拠、機種選定根拠、位置・配置図・平面図等、施設の管理運営規程等、前年度の青色申告書（農業者の場合）、議決機関の議決、用地等の権利関係の調整資料、関係法令の調整資料、その他計画書の審査に必要な資料
    - イ 生産支援事業及び効果増進事業において、市町村・地域振興局が確認すべき書類  
産地の定義、成果目標の算定根拠、見積書等事業費の根拠となる資料、カタログ、費用対効果分析（機械導入（購入）の場合）、機械の利用計画、営農計画書、機械の能力・台数などの算定根拠、改植実施園の位置図（改植の場合）、取組主体が農業者が組織する団体や民間事業者の場合は規約等組織の概要が確認できる資料、その他計画書の審査に必要な資料
  - (2) 実績報告時
    - ア 整備事業  
入札結果報告書、契約書、発注書、納品書、領収書、出来高設計、配置図・平面図、竣工写真、竣工届、市町村が行う竣工検査・会計経理検査調書（工事の施工に関わる関係書類については、取組主体が管理し、竣工検査・会計経理検査時において確認すること）、財産管理台帳、その他審査に必要な資料
    - イ 生産支援事業及び効果増進事業  
入札結果報告書又は見積書、発注書、納品書、領収書、リース契約書、写真、市町村が行う竣工検査・完了検査書の写し、財産管理台帳（機械導入（購入）の場合）その他審査に必要な資料
- 3 整備事業  
交付等要綱に基づき確認するものとする。
- 4 文書保存期間
  - (1) 取組主体については、事業終了の翌年度から起算して5年間もしくは整備した機械等の耐用年数の期間のいずれか長い方とする。
  - (2) 地域協議会、市町村、地域振興局、県の補助金の執行に関する書類は、各所属機関の文書処理規程に準じることとする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

- 《県から市町村への補助金の交付》  
産地生産基盤パワーアップ事業を実施するため、補助金等交付規則のほか、補助金交付要綱に基づき、市町村長に対して補助金を交付する。
- 《市町村から取組主体への補助金の交付》  
市町村補助金交付規則のほか、補助金交付要綱に基づき、地域協議会又は取組主体（リース導入の場合はリース事業者）に対して補助金を交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し、地域協議会を通じて取組主体に周知》  
別紙1のとおり

## 8 その他

- 要望調査に係る県内優先順位は別紙2のとおりとする。

## Ⅱ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

### 1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

### 2 基本方針

長野県発行の「土づくりガイドブック」及び「有機質資材適正施用ガイドライン」（以下、「土づくりガイドブック等」とする）に基づく施肥を基本に、①第3期長野県食と農業農村振興計画、②長野県農業振興地域整備基本方針、③長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、④長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針、⑤長野県水田収益力強化ビジョン、⑥長野県主要作物生産振興基本計画、⑦長野県果樹農業振興計画、⑧長野県野菜基本計画、⑨長野県花き基本計画などと整合させつつ、これまで堆肥の施用による土づくりを実施していなかったほ場及び堆肥の追加的な施用が地力低下改善に有効と認められるほ場を対象として、農業者による堆肥の実証的な活用を支援することで地力の増進を推進し、本県の農業生産の安定化を図る。

### 3 本事業の推進・指導方針・体制

#### 1 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、長野県及び市町村・JAグループ等が連携し、推進・指導に当たるものとする。特に県においては土壌肥料担当専門技術員及び農業農村支援センターが、地域及び県内への堆肥等の施用による土づくりの波及のため十分な指導を行うものとする。

#### 2 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画は、原則長野県農業再生協議会長が作成し、産地面積又は中心的経営体の過半が単一市町村内にある取組については、地域協議会長が作成するものとする。また、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、補助事業に精通した者を主として実施することとする。

#### 3 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の補助金の審査等の方針・体制

※「I 収益性向上対策」の同項目と同様

### 4 取組要件

交付等要綱の別記2の別紙2のIの6（全国的な土づくりの展開）に掲げられた要件を満たし、長野県発行の「土づくりガイドブック等」に基づいた以下の取組を行うものとする。

#### 1 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

長野県農業振興地域整備基本方針、長野県水田収益力強化ビジョン、長野県主要作物生産振興基本計画、長野県果樹農業振興計画、長野県野菜基本計画、長野県花き基本計画と整合させつつ選定

#### 2 活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針

堆肥は、交付等要綱の別記2の別紙2のIの6の（5）のAの要件を満たし、成分含有量等適切な表示がされているものを使用するとともに、施用量や施用方法については土づくりガイドブック等に基づき、環境に配慮した適正な施用に努める。

#### 3 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針

原則として堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場を対象とする。ただし、すでに堆肥を施用しているほ場であっても、土壌分析の結果等から地力の低下による収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥の追加的な施用が有効と認められる場合には対象にすることができる。

#### 4 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

実証前後において、土づくりガイドブック等に準じて実施する。

#### 5 ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合の栽培実証の実施

「土づくりガイドブック等」に準じて、過剰施用とならないよう実施するとともに、坪刈等により生育収量の評価を行うこと。



## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- 1 計画申請時  
産地の定義、成果目標の算定根拠、見積書等事業費の根拠となる資料、カタログ、堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、取組主体が農業者が組織する団体や民間事業者の場合は規約等組織の概要が確認できる資料、その他計画書の審査に必要な資料
- 2 実績報告時  
土壌分析及び堆肥の購入等の各取組に係る発注書・納品書・領収書等支払い実績の根拠となる資料、土壌分析結果、その他審査に必要な資料
- 3 文書保存期間  
(1) 取組主体については、事業終了の翌年度から起算して5年間もしくは整備した機械等の耐用年数の期間のいずれか長い方とする。  
(2) 地域協議会、市町村、地域振興局、県の補助金の執行に関する書類は、各所属機関の文書処理規程に準じることとする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

- 《補助率》  
定額。取組主体が堆肥を実証的に活用する面積に対して、10aあたり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10aあたり35千円）を乗じた額を上限とする。  
ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合にあっては、リース導入する堆肥散布機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。
- 《県から市町村への補助金の交付》  
産地生産基盤パワーアップ事業を実施するため、補助金等交付規則のほか、補助金交付要綱に基づき、市町村長に対して補助金を交付する。
- 《市町村から取組主体への補助金の交付》  
市町村補助金交付規則のほか、補助金交付要綱に基づき、地域協議会又は取組主体（リース導入の場合はリース事業者）に対して補助金を交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し、地域協議会を通じて取組主体に周知》  
別紙1のとおり

## 8 その他

## 別紙 1

### 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

#### 1 順守すべき法、令、要綱、要領等

- (1) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 長野県補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）
- (3) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（平成 28 年 7 月 7 日 28 農技第 226 号農政部長通知）
- (4) 産地生産基盤パワーアップ事業事務取扱要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農技第 18 号農政部長通知）
- (5) その他この補助金に係る法令等

#### 2 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の報告

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した場合、次の条件に従わなければならない。

- ① 取組主体補助金請求書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 取組主体補助金請求書の提出後に消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（取組主体補助金請求書において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を基金管理団体業務方法書別紙様式第 7 号により速やかに県に報告するとともに、県の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明会ならない場合又はない場合であっても、県の指示に従い、その状況等について同様式により県に報告しなければならない。

#### 3 書類の整備

この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して 5 ヶ年間整備保管しなければならない。

#### 4 補助金の使途

この補助金は、事業以外の用途に使用してはならない。

#### 5 契約に当たっての条件

- (1) 取組主体においては、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 前記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

## 6 財産の管理等

補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

## 7 財産処分の制限

- (1) 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- (2) 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- (3) 前記第1項の財産のうち、第2項に定める期間内においては、県の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載された産地パワーアップ計画が承認されている場合は、県の承認を受けたものとする。
- (4) 前記第3項による県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

## 8 補助金の返納

取組主体が補助金を受けた後に産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

## 9 取組主体事業計画の評価

取組主体事業計画の果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組については、事業実施年度から5年度目に中間的な評価を実施するものとする。

別紙 2

要望調査に係る県内優先順位の設定

1 優先順位の考え方

県内優先順位の設定は①から④の順により行う。

- ① 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年 12月 12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の共通6で定める採択基準等に基づき、ポイントの高い順に並べる。
- ② ①で同点となった取組主体がある場合は、下記2に基づき算定したポイントの高い順に並べる。
- ③ ②でも同点となった場合は、事業費の高い取組主体順に並べる。
- ④ ③でも同点となった場合は、取組主体の要望時における対象品目の栽培面積が高い順に並べる。

2 算定ポイントの基準

算定基準				満点ポイント
整備事業	交付等要綱共通8「整備事業における配分基準について」の算定基準（最大30ポイント）	目標1	目標	10
			現況値	5
		目標2	目標値	10
			現況値	5
基金事業	交付等要綱共通9「基金事業における配分基準」のうち「取組主体事業計画の目標値」（最大10ポイント）			10
共通	戦略的産地形成作物に取組む場合に加算（*1） ○受益面積のうち4割以上・・・10ポイント " 3割以上・・・8ポイント " 2割以上・・・6ポイント " 1割以上・・・4ポイント " 1割未満・・・2ポイント			10
	農業経営基盤強化促進基本構想のうち農地利用集積率目標の事業実施年度における進捗率への加算 ○進捗率 80%以上・・・3ポイント 50%以上・・・2ポイント 50%未満・・・1ポイント  また、農地中間管理機構から利用権の設定を受けていること、又は、事業実施年度に利用権の設定が確実に受けられる場合に以下ポイントを加算 ○利用権設定 6ha以上・・・2ポイント 3ha以上・・・1ポイント			5

共通	<p>地域での話し合いの下に当該計画に参加する取組主体が人・農地プランの「中心経営体」に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置づけられることが確実なこと  . . . . . 5ポイント</p> <p>当該計画に複数の取組主体が参加する場合の計算は、人・農地プランの「中心経営体」に位置付けられている人数の割合に5ポイントかけたポイントとし、小数点以下は切り捨てとする。</p> <p>取組主体が農業者の組織する団体や民間事業者等の場合は、取組主体の作付面積（受益面積）のうち「中心経営体」が作付する面積の割合で加算</p> <p>中心経営体の作付が10割 . . . . . 5ポイント</p> <p>〃 9割以上 . . . . . 4ポイント</p> <p>〃 8割以上 . . . . . 3ポイント</p> <p>〃 7割以上 . . . . . 2ポイント</p> <p>〃 6割以上 . . . . . 1ポイント</p>	5
	<p>米・麦・大豆・そばの場合、市町村水田収益力強化ビジョン（*2）  果樹、野菜、特用作物、花きの場合、長野県果樹農業振興計画、長野県野菜基本計画、長野県花き基本計画に基づいて実施する取組への加算</p>	5
合計（満点）		55
		35

\* 1 戦略的産地形成作物の内訳

- 米：風さやか（主食用に限る）、加工用米、飼料用米、稲WCS、米粉用米、輸出用米新市場開拓用米（輸出用米等）、酒造好適米又は実需者との複数年契約（書面契約必要）
- 麦・大豆・そば：県奨励品種・認定品種又は実需者との契約取引（書面契約必要）
- 野菜：キャベツ、ホウレンソウ、白ネギ、レタス、ブロッコリー、アスパラガス、タマネギ、トマト、ミニトマト、キュウリ、スイートコーン、加工・業務用等契約取引品目（書面契約必要）、地域の振興品目として新たな産地化に取り組む品目
- 果樹：県オリジナル品種、ぶどう「シャインマスカット」、醸造用ぶどう、もも高糖度系品種及び黄肉種
- 花き：キク、カーネーション、トルコギキョウ、アルストロメリア、ラナンキュラス、シャクヤク、ダリア、シクラメン、輸出用花き、量販向け・業務・加工用に専用栽培する品目、地域の振興品目として新たな産地化・作型に取り組む品目

\* 2 市町村水田収益力強化ビジョンに基づく取組とは、事業実施年度の主食用米の作付が、確実に生産数量目安値内となる取組とする。